

文部省史料館報

第 11 号

昭和 45 年 8 月

目	次
文部省史料館の役割	豊田 武… 2
<hr/>	
マイクロフィルムの整理と管理	
マイクロフィルムの収集と管理について	藤村潤一郎… 3
資料：諸機関におけるマイクロフィルム管理の現況	第一史料室… 5
<hr/>	
整理と保存	
宝幢寺文書の収集と整理	大野 瑞男… 6
——近世寺院文書の収集と整理の一例——	
商家の文書(一)	鶴岡実枝子… 8
<hr/>	
生活用具の形態学(六)：かさ(笠)	中村俊亀智… 10
情 報	
山口県文書館の当面する二、三の問題	広田 暢久… 12
<hr/>	
史料館の所在地沿革(三)	13
文部省史料館発行定期刊行物の配布方法について	15
昭和45年度新収史料紹介	14
文部省史料館報総目次(1～10)	15
講習会案内・展示会案内および彙報	9・16

文部省史料館の役割

豊 田 武

最近各地に史料館が設立され、史料蒐集と保存の仕事が軌道に乗って来たことは、まことによろこばしい次第である。



これについて、文部省史料館が今後どのような役割を果たすが関係者間でもいろいろと問題になっている。

そこで考えられるのは、文部省史料館が、各県や市に設置せられる史料館との連絡をはかり、史料蒐集と管理の問題について随時情報を交換し、適切なサービスをなすことである。各県の史料館が有機的に統一ある活動をなすには、史料館から選出された代表者による協議会も必要であろう。古文書乃至史料の散佚を防止するためには、その保存についての法律制定を急がねばならない。しかしどのような場合でも、これを専門に世話するものが必要であるしどこか一箇所その方法を集中的に

調査、立案し、指導するものがなくてはならない。そのためには、文部省史料館あたりで経験を積む職員養成が急務である。

また史料の保存、管理の状況を統一的に把握しておく必要があるが、そのためには膨大なカード目録を作り、その正本をその機関に備え、地方からの報告に基づいて補正して行くことが望ましい。

史料の研究は、史料の保存や管理を適切におこなうための基礎である。それには、史料の保存、管理に関する科学的な処理法の研究と、整理に必要な内容の研究の二つがある。史料の分類にしても、その史料が生れた種々の条件を精密に調査してはじめて完全な分類がおこなわれる。

たとえば、古文書にしても包紙と札紙とが必ずずついているわけだし、正文と案文と写しの三つのあることを承知しておけば、みだりに必要なものを棄て去ることはない。租税徴収の手続きを知っておけば、どのような帳簿乃至文書がその過程で作成

されるかが明らかであり、大切な史料を見落すことはない。これらは、各地方機関との協力により、特定の機関で、専門に時間をかけて研究がおこなわれることが、能率的であり、研究の成果がいつそう挙げられよう。なお各地の史料館との有機的な連絡をはかるため、定期的に連絡会議を開き、情報の交換と研究の交流をはかる必要がある。文部省の史料館で共同研究された事項を伝達講習する実習施設の充実も、地方史料館の不備を補うものであろう。

最後に史料の蒐集についていうならば、各県に置かれた史料館が原史料の蒐集・保管に当るべきはもちろんである。ただ史料の中には、頻々と国替される大名の史料や、県の単位を越えて散在する代官の史料、さらに、いま国会図書館や内閣文庫その他に分散している幕府関係の史料など、史料館あたりに統一的に保管されることが望ましい。戦前文部省の宗教制度調査室で宗教制度史関係の史料を蒐集・筆写したが、十年程前にそれが史料館に移管され、貴重な史料となっている。この種の史料は、本史料館でなければ保管しにくいものである。それに地方の史料でも、偶然の機会に他の地方に流れ

るものがあり、これを迅速につかまえるためには、本史料館あたりが常に情報を持ち、予算を用意して、購入すべきである。それを現地に戻すかどうかは別問題として、また史料の所蔵者の中には、自己と縁の深い地方にこれを置くことをかえって好まぬような心理もある。史料の寄托その他にも本史料館のような機構を残しておくべきであろう。なお史料研究のためには、標本となるべき原史料を多少蒐めて、比較考究しなればならない。史料の性格は地方によってかなりちがうものである。材料、様式、それに制度の相違、それが史料の上にとどのよう現われるかを研究することも、本史料館のやるべき仕事であろう。標式史料を比較的交通便利なところに常時展示することによって、研究の便宜をあたえ、啓蒙に供することも、歴史を身近なものにする所以である。今度できる国立の歴史民俗博物館には、恐らく歴史上代表的な文献が展示されることであろうが、検地帳や人別帳など標式史料を展示することは、どれだけ歴史の研究を進展させるか、測り知れない。

なお、全国的な視野から、標準的な史料を各地について選択し、これ

をマイクロフィルムに納めて、本史料館に保管、随時利用に供したい。そうしたことは各地の史料館の協力があつてはじめて出来ることであり、これがあつてはじめて地方の史料館の存在が生かされるのである。

以上、きわめて常識的な事実をな

マイクロフィルムの収集と管理について

マイクロフィルム管理の整理

史料の収集は、ナマの形と、マイクロフィルムの形に大別される。

これから記する事は、マイクロフィルムの形による史料収集に際して細かい点迄決定している訳ではないが、これ迄史料館で討議、実施してきた事を中心に私なりにまとめてみたものである。

マイクロフィルムの形による史料の収集は高速、縮少・複製可能、保存費軽減などの利点のある反面、設備、経費の増大、読解不便などの欠点がある。この他の諸点については随時以下でふれる事にする。

先ずマイクロフィルムの形による史料収集の仕事は、史料所蔵者から撮影許可を得る事が前提である。

らべて来たが、これらは関係者の数次の会合で確認しあつたことである。各地に史料館が続々と設立せられるについても、その連絡調整をはかる意味で、文部省史料館の役割は、いっそう無視できなくなるように思われる。(筆者「写真」は東北大学教授、当館評議員)

藤村・潤一郎

史料の撮影順序は史料―整理―撮影―現像―検査―整理(編集、補訂)―保管―利用の順である。整理が二度出て来るが、前者は撮影準備のために文書を整理する事であり、後者はフィルムの整理を意味する。撮影から後の整理迄がマイクロ化の期間である。

この間に目録作製が行なわれる。目録用紙はB5判の用紙を横にして上段に左からプリント番号、フィルム番号、表題、年代、形態、数量、コマ、摘要の順に項目を記し、下段は一〇段記入出来るように罫を引く。これは表題などが長文にわたる際に二行書けるようにするためである。目録用紙の紙質は比較的良質な

ものが望ましい。

この記入した目録用紙をまとめて目録にする。なお後述する理由でプリント番号は撮影後に記入する。

これらの作業はナマ史料の形による収集の場合と異なり、荒仕わけと閲覧台帳用の本整理を平行して実施する事であり、また原史料とは撮影後は離れるので照合が出来ず、時間的制約もあるので、実施には細心の注意が必要である。

つぎに撮影に移るが、ロールフィルムの撮影の順序は(一)所蔵ターゲット、(二)内容ターゲット、(三)フィルム番号、撮影年月、(四)撮影者、(五)空欄二―三コマ、(六)史料番号、(七)本文、(六、七の繰り返し)、(八)終又はつづき、となる。

その際に注意すべき事は、史料は右から左に書かれているから、フィルムの流れも右から左に合わせるべきである。逆になると閲覧の際読みにくくなる。

使用ターゲットの文言は、(一)所蔵ターゲットには「史料館収録史料」このフィルムを複製しようとする者は当館の許可を受けなければならない。史料館、もう少し簡単なものは中間項を「不許複製」としている。(二)内容ターゲットは、例えば次の通

りである。「伊豆国田方郡丹那村川口家文書 東京都大田区田園調布四ノ五六 川口次郎氏所蔵」、(三)は「フィルム・ナンバー、(一行あき)、昭和 年月 日撮影」を縦横いずれでもよく、空欄に数字カードを置く、(四)撮影者は業者ならば業者名を入れる。以上のタイトル(一)と(四)と史料との間は一コマあける。

つぎに史料番号であるが、一紙物の場合にはこの外に本来なら表題を入れるべきであるが、とても実際には出来ないから目録で処理すればよい。さて史料番号は史料の寸法により空間が異なるが、大略各史料の表紙(第一コマ)の右肩に、史料に重ならないように、文書番号の数字カードを並べて入れる。

各史料は撮り終わったら「二コマから写し」をする。ターゲットの終了又はつづきは、一ロールのフィルムの撮影の最後にマイクロ撮影機のプロザがなつても、史料の中途の場合には「以下次巻に続く」のターゲットを入れる。

新しく撮影するフィルムは、史料の中途から続行する際には、前述(一)のターゲットの後に、「前巻の続き」のターゲットを入れ、ついで一コマから撮りをして、前巻の最後

のコマ史料をここに再び撮影してから続きの本文に進む。これは私事で恐縮であるが、はっきり定めておかないと、フィルムをセットしてから史料の中途の箇所が撮影済の所だったか、どうか忘れて迷った事がある。重複撮影すればコマ不撮影の事態は起らない訳である。

文書の撮影が了ると「終」のターゲットを入れる。若しフィルムの途中で文書が終わった場合には、「終」のターゲットの次に一〇コマから撮りをする。これはフィルムは文書別に保管するから、フィルムを切断するので、前の文書分フィルムの末尾をリールにさし込み、後の文書分フィルムの先端に後述するラベルを貼るためである。

なお本文撮影の途中では、「付箋」「重複」などのターゲットを使用すると便利である。後者は撮影失敗の際の再撮影用である。

現像は業者が行なう。検査は若し史料が史料館に借り出されている場合には、原史料と照合するが、ここでよくみて置かないと、原史料返却後に気付いても仲々補訂は困難である。現地撮影の場合も原則として一応は検査する。

この編集・補訂になるとマイクロ

フィルムは弱点がある。撮影途上の手違いによる順序不同の修正は出来ない。史料の一丁分をとばした時は撮影の上でフィルムを切断して、フィルムセメントで接合しなければならぬ。

出来上がったフィルムは原板として保管し、閲覧には後述するCH紙による焼付を製本したものか、ジアゾーによるフィルムを供する。

フィルムはフィルムキャビネットに保管する。フィルムは摂氏一五度湿度四〇%が保存上望ましい由である。このためには保管庫と閲覧室をこの状態にする事が望ましい。両者の条件が異なる際にはフィルムの湿度を調整する室が必要だろう。

つぎにフィルムには物品番号をエナメルで書くが、この番号では閲覧に不便なため、フィルム登録番号をつける。例えば「101-1-1」である。「1」はフィルムの略、「101」は西暦の略、「1」は文書番号でこれは桁を一定にしない。次の「1」は函(リール)番号、「1-1」は史料番号である。

このフィルム登録番号をビニール系接着のラベルで、フィルムの巻いた一番外側の見やすい所に貼り付ける。余りフィルムの先端に付けると、

閲覧に際して巻きとりリールにさし込まれるので好ましくない。

フィルムはブリキ罐に入つて、更に紙のケースに入つて市販されている。ブリキは錆びてフィルムによくないのでステンレス罐が望ましいが、目下はブリキ罐に入れてある。プラスチック罐もあるが、まだプラスチックの性格が不明のため未採用の機関があるそうで、史料館でも採用していない。つぎにフィルムキャビネット内では何のフィルムか判読し難いので、紙ケースに入れたまま保管する事とし、フィルム登録番号をこの紙ケースにも付ける。

要するに保管上一番外側になるものにもラベルを付ける訳である。従つてフィルムの巻かれているリールにはラベルはつけない。

フィルム登録番号をフィルムに孔をあけて数字を打ちこむ方法は利用管理上不便があつて採用できない。

なおフィルムの上に紙製のバンドは付けていない。若し一〇〇フートのフィルムを途中で文書別に保管するため切断した場合には、短かいフィルムが罐の内、巻きが緩むかもしれないので、この場合には付けた方がよいかもしれない。

次に閲覧に移るが、赤松俊秀氏

が「今皆さん御承知のマイクロというようなものができておるわけですが、けれども、しかし、それはやはり影写などの完全な史料性に比べるとずいぶん劣っている面があります。実際私自身が目が悪いせいもあるのですけれども、マイクロを通じて歴史を研究するという事はやがてみんなをメクラにしてしまう方法じゃないかと思うのです。やはり私思うのはああいふ影写、実物大の複製ということを機械的に早くやる方法」を考へるべきだと発言している。(「座談会」関東関西史学界の動向 日本歴史一四〇号四九頁)まことに尤もな意見である。

CH焼付け製本とジアゾーにより閲覧するが、これらの登録番号はフィルム登録番号に準じ、前者は「101-1-1」後者は「101-1-1」とする。前者は製本してあるので三段ラベルを貼つて登録する。上段は「101」、中段は「1」で冊子番号(フィルムでは函番号に当る)、下段は史料番号である。その際にリール分フィルムは八〇〇コマ余のため、一〇〇枚宛で八分冊に製本する。このCH焼付け製本は物品番号も必要である。

この他にフィルムからゼロックス化する方法もあるようである。

諸機関におけるマイクロフィルム管理の現況

第一 史料室

マイクロフィルム管理の整理

マイクロフィルムによる史料収集が進んで、そこに集積されて来るフィルムの管理をどうするかが焦眉の課題であるはずなのに、意外にこれへの取組みはおくれている。撮影方法に関しては規格も定まり、指導書なども出来ているのに、管理方法についてはこれがない。例えば、フィルム登録番号や請求記号を、当事者がそのつど必要に迫られて外函やリールに付けているのは、図書のケースにラベルを貼って済ませているようなものではないか。マイクロフィルム化した複写史料は、もはや単に消耗品扱いにはできない客観情勢があることを認めれば、出納・閲覧の増大に備えて、フィルムという素材に適した管理方法を決定して行かなければならない時期が来ているように思われる。

そこで、われわれは、既に多数のマイクロフィルムおよび同種資料を収蔵している諸機関から、その管理の実態を教えていただくことから始めた。以下にその要点をお知らせしたい。われわれの側の理解力不足から真意を誤って伝えていることを恐れながら、あえて、関係機関相互の問題提起の一助になればと思つて紹

して考える場合には、別途に検討されるべきで、例えばフィルム本体に直接番号を記入できる方法を考えた方がよい。ただ、その場合でも、フィルムの性質上、分類記号は必要でなく、一連番号でよからう。

○東京教育大学図書館

容器またはリールに蔵書印を捺印した紙を貼付し、リールを一番号とする登録番号を与えて記入する。登録番号は、マイクロフィルムを特殊資料の一種として、独立の番号を立てる。これとは別に会計年度毎の受入番号(例、2011)を請求記号として、外函・リールおよび紙製フィルム・バンドにこれを記入する。フィルム本体には蔵書印も各種番号も入れてない。

○NHK放送センター(フィルム資料室)

は一五度C湿度四〇%に保つこと、缶の酸化によるフィルムへの影響を避けるためステンレス・スティール缶を使用すること、映写時における映写室と保管庫との温湿度差を調節する予備室を使うことなどが挙げられ、基本的にはオリジナル板と利用板とを区別し、オリジナル板についてはハイポの残留度を検査するなどの長期保存に耐えるような注意が必要である。

○東京大学文学部図書館

外函とリールに登録番号を付けない。フィルムには番号類は付けない。但し、請求記号は別にある。

フィルムには浮出し蔵印を入れ、外側に巻いてある紙製のフィルムバンドに登録番号を入れる。利用のための請求記号は研究室で別で作成するが、カード上の請求記号と登録台帳との照合によって利用には支障がない。

○国立国会図書館

外函またはリールにラベルを貼つて請求記号を付す。フィルム本体には番号類は一切つけない。マイクロフィルムは消耗品であり、利用度が図書に比して低いなどの前提に立つと、上記の処理程度で十分である。フィルム収集を主体と

○近代美術館フィルムセンター

容器(缶)の上面に館名などを印刷した特製の円形ラベルを貼付する。このラベルには、題名・監督名・製作名および登録番号を記入する。フィルム本体には所蔵記を入れたリーダ一部分を追加するが番号類の記入はない。それらは、原フィルムに撮り込まれている題名や巻号によって代用している。なお、保存上の注意として、温度

は横積にして保管するため(前記フィルムセンターも同じ)、缶の番号記入位置は缶の側面である。また、保管には一五度C・四〇%を実行しているが、全館の温度を一年を通じて適温に調節しているため、貸出の際の温度変化による影響は認められない。(順不同)

宝幢寺文書の収集と整理

— 近世寺院文書の収集と整理の一例 —

大野 瑞男

『史料館所蔵史料目録』第十六集の編集を終え、刷り上がってきた冊子を手にしたとき、九年近い私と宝幢寺文書との永い付き合いが漸く終った。

思えば私がこの文書を整理することになった経緯はまったくの偶然であった。昭和三十六年夏、当館に職を得た私が、前担当者山口栄蔵氏の病臥入院という事情で、急拠そのあとを引き継いでこの文書の整理担当を命じられたのである。文書整理も不慣れな上に、仏教や神道などにまったく関心がなく、かつ寺院文書というものに初めてお目にかかった私

が、とまどいそして苦労を重ね、ともかくも翌三十七年三月に目録第九集として整理を完了したのであるから、でき上がった目録をみて冷汗三斗の思いだったのである。

が十分まとまっていないう実感をも持ったのである。

それからは折にふれて、この整理・分類作業から得た経験をもとに、問題を提起し、先輩諸氏の指導と助言を受けつつ、討議をする機会を得たことは私にとつて幸いであつた。

しかしこのような努力は労多くして功少ない。そして一般に、学界や管理者がわからの十分な理解を得られないということも、残念な現状といわねばならない。

目録第九集は整理に当てた時日も短かく、かつ前述のような不十分な体制であり、その上前担当者との事務引き継ぎもできなかった事情から誤りもあり、収録洩れの史料もあつた。そのため再点検を行い、その結果が、みつともないが今回の目録同封の正誤表となり、目録九八一〇〇頁の追補となつたのである。

昭和四十三年、山形市史の一項目の執筆依頼を受けた私は、休暇の日、旧蔵者の練馬区関町佐伯家を訪れた。同家は宝幢寺最後の住職淨珊、

復飾して佐伯菅雄の三女狭依子氏の家であり、同氏は病氣ではあるが存命中であつた。この家に縁起・家譜など数点が大事に残されていることを知っていた私は、写真撮影をした

く訪ねたのである。令孫和雄氏が応待され、一箱の文書を見ることができたが、目的以外のものがだいぶあり不審に思つた。そこでさらに文書の所在を尋ねたところ、別棟の土蔵に案内された。多くの長持・箱・箆の中に経論疏類に交つて大量の文書が蔵されており、予想外のことに驚いて後日を約しその日は帰つた。

これらは昭和三十四年度収集分に洩れたものであり、一体をなすものであるから、当然当館の収集対象としてよいものであると考えて、私はこのことを報告して検討してもらつたが、結局収集の方向で折衝することになった。和雄氏と話し合いの結果諒解に達し、四十三年度の収集史料として譲渡を受けたのである。同氏の御理解に謝意を表したい。

以上収集の経過が長くなつたが、過去に史料を旧蔵していた家には、ともすると収集洩れの史料があることを右のことが物語つていよう。昨年秋、秋田県荒谷家の調査においても当館収集の残余分があり、そのう

ち四〇〇点ほどを、所蔵者荒谷卓次郎氏の御好意により寄贈を受けるに至っている。このような経緯から、既収集史料の旧蔵者も再調査する必要があることを強調しておきたい。

さて目録第十六集の担当者である私は、前々から羽田国秋田郡大葛金山支配人の荒谷家文書をその候補として整理に当つたが、これのみでは一冊とするに足りず、そこでこの宝幢文書追加収集分をこれに加えることにした。そして昨年まではこの両者をもつて目録第十六集とすることを予定していた。けれども整理段階

で宝幢寺文書に手がかかり、とくに膨大な一紙物なканずく印信類の整理が困難を極め、ついに整理番号にして二五〇〇近くなつたので、期限の問題もあり、やむなく宝幢寺文書目録は次に回さざるをえなくなつた。この点関係者・利用者ことに旧蔵者荒谷氏と調査協力者に申し訳なく思いお詫びする次第である。

次に、宝幢寺文書の整理・分類を通じて、そこから出てきた問題点を感想的に述べてみたい。

一般に寺院文書というものは宗教史専攻の人を除いてはとつつきにくく敬遠しがちなものであろう。かく

いう私もそうであった。しかし近世寺院が幕藩制的秩序の内に存在し、あらゆる規制を受けている以上、そこで作成ないし保持する文書はそう特殊なものではない。経論とか印信・語録類を除けば、誰もが普通に見かけるものが多い。朱印地の高からいえば旗本文書に似た面もあるといえる。古代・中世では寺院文書を抜きにしては古文書を語れない。近世では比重が小さくなったとはいえ、寺院は古文書の宝庫の一つであることは疑いない。たとえば領主菩提寺などは寺院文書だけでなく、大名家文書の一部を保存してあるものもある。であるから寺院文書の特性さえわきまえば調査・研究はもとより整理も決して困難ではない。

とはいうものの、寺院文書の整理・分類にはそれ相応の難かしさが伴うことも否定できない。ことに宝幢寺は真言宗寺院であるから、密教特有の印信類が七百点近くあり、それが各文書の間にはばらばらにはいつていた。そして差出人・宛名・年代の記していないものが大半を占め、また師のものを写したのであるうかがが相当数あったので、この整理にはかなり手を焼いた。そこでこの印信類をまず授受関係つまり差出人と

宛名、それに年代の判明するものをそれぞれにまとめ、次にそのないものは筆跡・料紙等で判断してこれに加えていった。印信類は数年にわたって伝授されることもあるが、短期に、時によっては一日で伝授し終ることも多い。しかも少なくて数通多ければ数十通が一括して伝授されるので、これらをまとめて整理番号を与える必要がある。そのためその整理方法としては授受関係を基本とし、さらに法流によって分化した。

この印信類はその法流によって実に多様に変化を示す。かつその法流によって伝授の順序が決められ、法流間には大きな差異がある。しかもこの法流は小野・広沢両流で五十数流あり、相承の系統によつては細かい違いがあるのであるから、その整理は実に困難であった。困惑した私は何人かの方々に御教えを乞うたのであるが、確たる返答がなく、やむなく自費で醍醐寺三宝院の齋藤明道氏を訪ねたりした。右の方針は氏の御教示によつたのであるが、印信類の順序の決定は同氏および東大史料編纂所菊地勇次郎氏の懇切な御指導を受けた。そこでまず「密教大辞典」編者相承印信を基礎にし、「真言宗全書」所収印信をも参照して順序を

決定した。紙上を借りて両氏に厚く御礼申し上げたい。ことに菊地氏にはたびたび御手数数を煩わしたのである。けれども私の未熟な故に十分その意見をとり入れられず、不満な点が残ったのは遺憾である。

この文書は宝幢寺本来の伝来文書と、明治三年浄珊復飾後の佐伯家文書、さらに佐伯晋雄が就任した神官・神道触頭・神道事務分局長等の文書を含んでいる。従つて明治三年をもってほぼ画然と分離することが可能な故に、分類に当たつてはまず二部に分けてみたのである。明治三年の神仏分離による一八〇度の転回で全く文書の性格が変りながら、かつ連続性もあるという点で独特の難かしさを持つていといえよう。

どの目録でもそうであろうが今回も史料の表題表記に頭を悩ました。従来の古文書学と断絶するものも困り、さりとて今の古文書学の方法だと、量の多い近世文書では目録としての利用に耐えなくなつてしまふ。近世文書についての今までの目録では不満が残る。そこで解題でも述べたように実験的に「一」を用いた二重表記法を一部採用してみた。繁雑なので読みづらいが利点もあろう。各位からの御意見を伺いたく思つて

いる。なお表題にとまらず、作成や年月日もできるだけ詳細にしたつもりである。そのため目録の記載が複雑になり、読みにくい点があろう。目録の体裁を変えるよう検討すべき時期に來ている。

この文書の特徴は、旧蔵者が丹念に文書を残し、時には写したりしてゐることである。そこで最近の電気料の請取からマーケットの広告まで含まれてゐる。もしこれに一つ一つ整理番号を与えていつたら膨大になつたであろう。私は史料としての価値や利用の面から判断を下し、附属の史料または雑取書類などとして一括した。もちろん廃棄はしないけれど。別に労力を惜しんだ訳ではなく、その労力と増ページ分の印刷費を他にふり向けた方がよいと考えたからである。

最後に分類については目録第九集と余り懸隔があつては利用しにくい点を考慮し、基本的にそれにならつた。現在の研究水準からいえば新規の分類項目を建てられようが、第九集を加えねば意味がないので次善の策となつたことを御諒解ありたい。整理・分類の体系的な方法については考えもまとまらず能力もないので後日にその機会をもちたく思ふ。

商家の文書 (一)

鶴岡 実枝子

はじめに

日本近世史研究の分野で、戦前の商業史と戦後の商品流通史の間に断層があることが指摘されている。時代的な問題意識からくる視角の移動がその根底にあることは云うまでもないが、それは戦後に盛行を極めた農村史研究とは対照的な都市研究の立ち遅れという跛行的現象をも齎している。もっともその遠因の一つを都市文書伝存の量的な僅少さに求めるのは単純過ぎるであろうか。現に史料散逸防止を目的に、多分に偶発的契機によって蒐集された四〇万点を超える当館所蔵史料のうちにも、都市乃至商家文書はその一割に充たない。従つてそれらは近世史料の整理・分類の体系化の作業の過程で、まま放置され勝ちであり、その基礎的知識の吸収も不充分と云わざるを得ない。このような自戒の意味を含めて、次回以後当館所蔵史料の中から基本的な史料を例示して、商家文書の体系的理解のために類型化の方向を探り、整理の一助として

みたいと思う。

なお商家文書は大雑把に分けて、営業関係に係る帳簿・証文・手形類と、店制・家政関係及びその個別の商家が所属する同業組合としての仲間文書記録類に類別することができ。この他にも、その商家が居住する都市民のしての町内文書が含まれるが、それらは一応「町方文書」として別に取扱われる予定であるのでここでは上記の私文書としての商家文書をとりあげてみたい。

商業帳簿

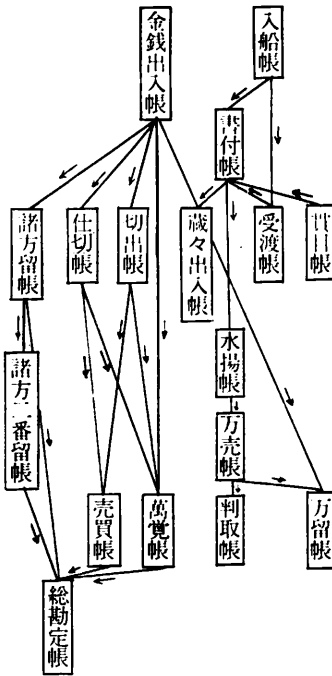
近世史料の利用に当って何となく敬遠し勝ちなものの中に帳簿史料がある。文章化された文書・記録類と違って、作成時に主観の入り込む余地の少ない帳簿類は貴重視されるべき史料であるにも拘わらず、解説・理解に困難を来す場合が多いからである。一般に「大福帳式簿記」などといって、江戸時代の代表的帳簿名が前近代のもの形容詞に用いられ、非機能的・未熟なものとして評価され勝ちな当時の商業帳簿も、大経営

の商家にあつては可成り整備された帳簿組織を持つていたことは、近時の経営史的研究で明らかにされている。もつとも一口に商家といつても取扱商品の種類・業態(問屋・仲買の別等)・営業規模の大小等々、流通上で占める位置は様々であり、その個別の商家が作成する帳簿の種類は一樣ではないし、時間的変化をも含んでいる。また同種の帳簿でも商家によつて名称を異にしたり、記帳技術の巧拙などがあつて、概括的説明を加えることは甚だ困難である。更に商家にあつては一般に元帳・大帳・勘定目録帳等と称する決算簿に類するものは比較的永年に亘つて保存されるが、決算以前の関連諸帳簿は短期間の中に廃帳とされる場合が多いため、帳簿組織の復元は難しく、従つて残存した個別の帳簿の記帳原理の解明を困難にしているわけである。

このような商業帳簿については、西洋式簿記の利用が一般的でなかつた明治十年代の後半に、商法制定のために各地の商業慣習を諮問し、その答申をまとめた『日本商事慣例類集』(司法省編)が参考となる。もつとも同書に収録された各地の調査結果は全国的に網羅されたものではなく、答申内容にも精粗があつて不明確な点も多いが、東京・大阪・京

都の所謂三都を中心とする問屋商人の必須とする帳簿の種類は七種から十種類程度であり、ほぼ共通性が見出される。試みに大阪についてみると、大福帳・買帳・売帳・注文帳・金銀出入帳・金銀受取帳・荷物渡帳の七種を必要欠くべからざる帳簿として挙げ、この他に「或は商業の繁閑に因り、便宜一種を二三種に分ち、或は名称を異にし又は其商業の種類に因りて、各種の帳簿即ち掛帳・水揚帳・書出帳・荷物出入帳・浮貸帳・貫目帳・合日記・出荷帳・売品取引通・上荷帳・掛数帳・為替運賃渡帳・積出荷物明細帳・在庫荷物明細帳・日用帳・諸品判取帳・積出し帳・入船帳・下り物売帳・下り物買帳・荷受帳・目録差引帳・歩止り帳・勘定帳・江戸積日記・日記帳・荷造帳・諸国積入帳・差引帳・為見帳・売上帳・計算帳・職手間控帳・荷物元割帳・仕切写・為替帳・為替運賃帳・風袋帳・水揚依合帳・取替帳・相場帳・廻し帳・文通帳・来状控の如きを要するものありと雖ども、畢竟売買の両帳及び金銭出入帳の三種を以て、緊要とし、之を大福帳に於て惣括するものにて、他の帳簿は取扱の一部分を記するに外ならざるなり」と説明されている。多様な営業形態をもつ諸商家で用いられる帳簿名を無作為に羅列したと思われる

兵庫問屋帳簿転記連絡の図



これらの帳簿名には、同種異名の重複や、前に挙げられた所謂必備帳簿の類を含んでいるようにみられるが、いずれにしても各商家では必要に応じて各種の帳簿が作成され、個別の

体系の帳簿組織を有してことが窺われる。これら各帳簿間の関係を説明したものと、同書には兵庫の問屋商人の帳簿組織が図示されているので参考までに次に掲げておこう。

- (1) 入船帳 商船着港の際、荷主と売買の相談するに当り、其荷主名・商品の品位・員数等を開取り記録する。
- (2) 仕付帳 売買契約の整った商品を陸揚げする際、荷主と立会の下で実際の量目及品位等を検して記録する。
- (3) 仕切帳 売買の約束に随ってその代金を払渡した仕切状の控簿。
- (4) 切出帳 荷主或は船主より船夫給与に充てる分を別途に勘定して渡す分を記す。
- (5) 蔵々出入帳 商品の在庫量を確認し得るよう、貨物の出入を記録する。
- (6) 水揚帳 在庫商品を売渡すに際し、量目・品質等を仲買と荷主立会の下で検査し記録する。
- (7) 万留帳 日々の売上品の箇數・量目・直段・買主・代金受取期日を記す。
- (8) 判取帳 売渡商品の箇數・代金授受の期日を記し、買主の調印を得る。代金授受の際に消印を捺す。

- (9) 万留帳 仲買人別に口座を設け、万留帳から摘記した売懸帳
 - (10) 売買帳 買方(仕切帳・切出帳)売方(万留帳)を集計対照して損益を明らかにする。
 - (11) 金銭出入帳 金銭出入を記す諸帳簿の元締
 - (12) 諸方留帳 (11)より金銭貸借の事由を複記して受払の謄りの発生を防止す
 - (13) 諸方一番留帳 債務者の延滞分を(12)から転記する。永代帳とも称する。
 - (14) 万貫帳 支払金一切の中から同種をまとめ、総勘定の用に供する。
 - (15) 総勘定帳 (10)・(14)・(12)から損益計算を行なう。
- 以上、幕末から明治前期の商業慣習を伝える同書の記述、特に港湾都市としての古い伝統を有する兵庫問屋商人の事例等がどの程度一般化し得るか、評価の基準を持ち合わせないが、以下実例を紹介してみよう。

第二六回

近世史料担当職員講習会

一、趣旨

公共機関などで、近世史料を取扱う事例が増大しているが、これに関する知識、技術は、一般的に必ずしも十分ではない。このような事態に対応して、当該関係者に近世史料の調査、収集、整理、分類、保存、管理など、基礎的な知識技術を習得せしめ、近世史料の保存・利用の効果を高めるために開催する。

二、期日

昭和四五年九月二八日(月)から十月三日(土)まで

三、講習内容(カッコ内は講師)

- (1) 史料概論
中世史料概論 (東北大学教授 豊田武氏)
- (2) 近世史料概論
(文部省史料館 (第一史料室長 鈴木 寿)
- (3) 近代史料概論 (東京大学教授 古島敏雄氏)
- (4) 近世史料読解(本館職員)
- (5) 幕藩史料
- (6) 町方史料
- (7) 村方史料

民俗資料

(3) 史料処理

整理・管理

分類

補修(宮内庁書陵部 遠藤諦之輔氏)

撮影(国会図書館閲覧部 林 宗元氏)

(4) 講演 (東京大学教授 小西四郎氏)

四、時間数 三二單元(三三時間)

五、会場 当館

六、受講資格 公共図書館、大学図書館、郷土資料館、地方史誌編纂室などに勤務し、近世史料の調査、収集、整理、分類、保存、管理などの業務に従事している職員などで史料の取扱経験三年未満の者。

七、受講人員 四〇名

八、経費 資料代、記念写真代などとして、一〇〇〇円(予定)

九、申込方法などについては、大学地方公共団体などを通じ、追って連絡する予定である。

かさ(笠)

中村 俊 危 智

これまでの研究によれば、昔から、庶民が被っていた「仕事の笠」には、編み笠以下六つの種類と円盤型そのほかの一〇の形があったことが知られている。そして、笠の種類と形との間には、第一表のような相互関係が明らかにされている。

それなら、第一表のような関係は何によっておこるのだろうか。

この形態学では、その点を中心にして、改めて、この生活用具を眺めてみよう。

菅笠 この笠は、裏返しにしてみるとよくわかるように、笠の一番外側に竹の芯のはいった縁があり、その縁と縁との間に、幅七ミリほどの皮竹が放射状にかけ渡されている。

伊勢神宮の式年遷宮の際に用いる菅笠をこしらえる大阪の深江では、縁の芯になる皮竹のことを大輪、それにかへ渡されている細い竹を小骨という(註)。また、小骨の交わる所は糸でかゝり、小骨の内側には差渡し十五センチから二十センチほどの小輪という細い竹の輪をとりつける。

小輪の内区割にはカツバ(四角な渋紙や包装紙)を、外区割には、縁の

大輪のすこし手前まで、イツリといって、菅で小骨を横にかがめる。小骨は止で重ねやすいよう、まんなかを薄く削っておき、先を大輪に取付けやすいよう、先をツメのように尖らせておく。小骨は大輪につけられた小さな切り込みに差込むのである。菅笠とは、このような骨組に菅を被せたものである。菅は、この種の笠を縫い笠というように、糸で縫い合わせる。菅の元の方は大輪にからげ、竹のヒゴでとめる。その先は辻の上で辻結びにする。第一表のように、縫い笠類は形がほかの笠よりも豊かである。それは、骨組に弾力的な竹の小骨を使い色々な形がとりやすいこと、表がこの骨組にうまくついてゆけるような柔らかい材料で、また、編み方で作られているからなのである。

竹皮笠 この笠は山形・栃木・千葉・石川・高知・福岡・長崎・宮崎鹿児島の各県から採集されている。縁に大輪の竹をいれ、この竹に小骨をかけるという骨組は、菅笠とよく似ている。しかし、形は円錐形や半球形で、笠の表には、地を押えるた

め竹のヒゴがおかれています。この押え竹は外側にだけいれる場合と、笠の内側にもいれる場合とがある。南九州や南西諸島の竹皮笠では、小骨の幅が菅笠よりも細く、そのかわり身の方が厚くなる。そこで、小骨を辻で重ね合せるには、身の方に深い切り目をいれ、皮だけ残し、お互いに噛み合せるといった工夫がなされる。小輪はあるときとないときがある。

第一表 笠の形

種類 型	編組縫押張塗 みみいえりり 笠笠笠笠笠				
	円	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○
円	○	○	○	○	○

日本民族学協会編「日本社会民俗辞典」宮本教授による。塗り笠は編み笠や組み笠や張り笠に油、渋漆などを塗ったものである。

め竹のヒゴがおかれています。この押え竹は外側にだけいれる場合と、笠の内側にもいれる場合とがある。

南九州や南西諸島の竹皮笠では、小骨の幅が菅笠よりも細く、そのかわり身の方が厚くなる。そこで、小骨を辻で重ね合せるには、身の方に深い切り目をいれ、皮だけ残し、お互いに噛み合せるといった工夫がなされる。小輪はあるときとないときがある。

蒲葵笠 押え笠の一種で、表には芯を残したまの蒲葵の葉が使われる。形はほぼ円錐形で、庇の深い蒲葵笠の場合には、葉の内側への折り返しを深くとり、丈夫な押え竹をおき、棕櫚の紐でからげる。骨組は大輪・小骨・小輪とも全部備わっているが、小骨の数は、菅笠のときよりも、や、すくない。

麦稈笠 ムンジュール笠と呼ばれ、蒲葵笠とともに南西諸島の笠である。

骨組は、これも大輪・小骨・小輪からなる。押え竹は笠の内側にだけいれる。表の麦稈は元のところを大輪にからげ、菅の場合と同じように、そこを竹のヒゴでとめる。頭の辻には、竹皮笠のように、竹を巻いてこしらえられた宝珠がのっている。形は円錐型か帽子型で、小輪は小さく差渡しはわずか五センチほどである。

棕櫚笠 表に棕櫚を使った小さな笠で、先がとんがり、これまでの笠とは趣きを異にしている。しかし、骨組はこれも定石通り、大輪・小骨・小輪・押え竹からなる。こうしてみると蒲葵笠・麦稈笠・棕櫚笠とこれら三つの南西諸島の笠は、外見は違っているが、構造的には全く共通していることがわかる。それらはまた竹皮笠や菅笠とも、その点では親類同志なのである。

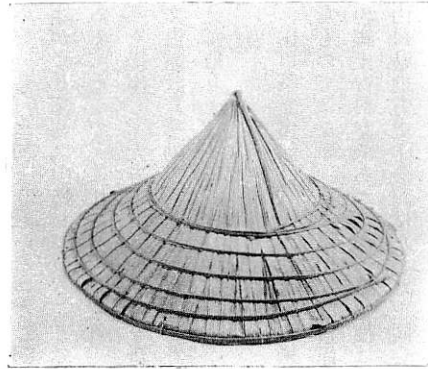
檜笠 円錐型の所謂木曾の檜笠やイチイ笠と半球型の土佐の檜笠とが

また竹皮笠や菅笠とも、その点では親類同志なのである。

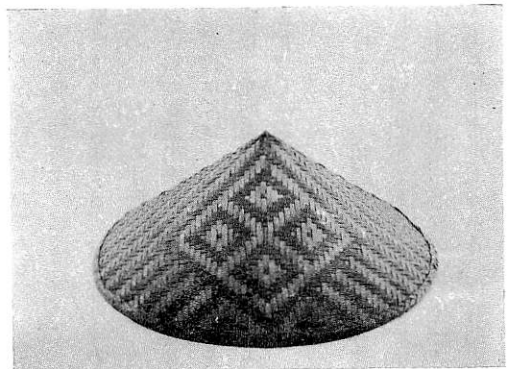
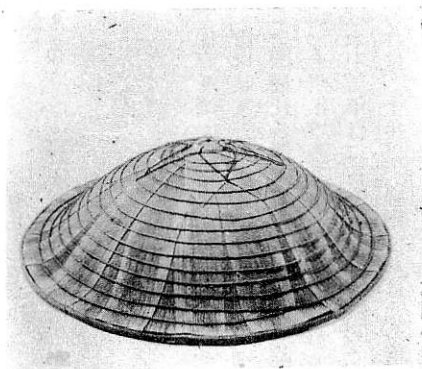
ある。表の組み方は、楡の幅とも関係があるようで、二つ跳ね二つ潜りの網代の場合と三つ跳ね三つ潜りの網代の場合とがある。この種の組み笠にも、大輪があり、小骨らしいものがあり、笠当てをつける小輪がある。しかし、小骨は、これまでの笠とは違い、木曾の楡笠では辻の所できれていて、大輪にはかけ渡されてはいないし、土佐の笠では小骨のかわりに幅二五ミリほどの薄い経木がいられてある。また、小輪もあるかなしかで、ずつと弱々しい。

蘭笠 蘭草を双子や立浦の要領であんだもので、菅笠の系統とも、組み笠の系統とも、構造的には別系統である。用途も日除けで、骨組はないし、表も、菅や竹や蒲葵とは逆に、頭の辻の方から縁へと編んでゆく。そして、先は縁の所で組んでとめる。その止め方によって、蘭草の先きが笠の内側で切揃えられているものと、外側で切揃えられている場合とがあり、切揃え方にも、地味に縁の所ですぐ止めてしまう所と、派手に先を伸しておく所とがある。蘭笠にも菅笠のように六つの型がある。蘭は藁のように———そういえば藁と藁細工とがどのように係り合うかは一つの面白い問題なのであるが———色々と融通性のある素材だし、また、蘭笠のなかには所々に竹のヒゴを使って、

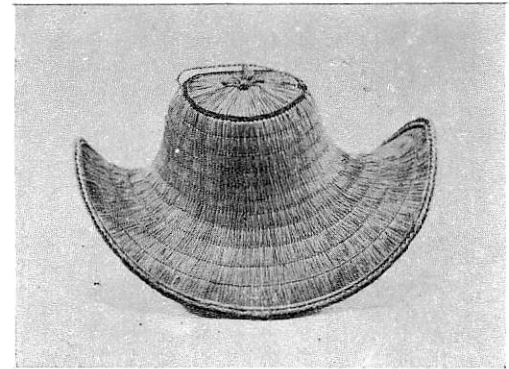
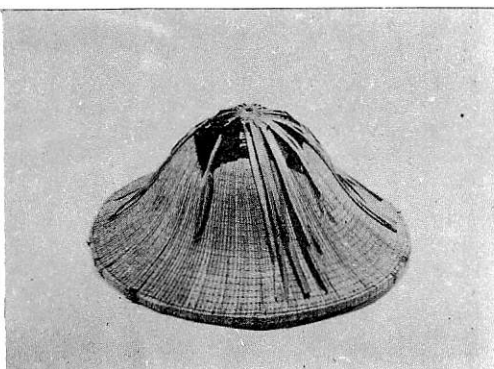
形をととのえることもある。
註 豊中市立民俗館『撰津深江の菅笠の研究』（昭和三十一年刊）による。



蒲葵笠（首里）
竹皮笠（名瀬）



楡笠（岐阜莊川杜）
菅笠（採集地不明）



蘭笠（喜界島）
蘭笠（バオリ（青森））



山口県文書館の当面する二、三の問題

広 田 暢 久

で保存せよ」というものである。

一
 全国で都道府県立の文書館及び類縁機関を数えると、北海道、埼玉、東京、京都、山口、長崎等数館を上げることが出来る。この中で文書館（公文書館）名を名乗っているものは三館（埼玉・東京・山口）であり、北海道は行政資料室、京都は史料館、長崎は資料館である。

山口県文書館は、文書館名をつけた全国最初の機関であり、設立は昭和三十四年であるから、今年で発足以来十二年目に当る。通常の機関であれば、十年以上経過すればその機能や業務内容は定着するのが普通であらうが、当館についていえることはまだまだそのような段階に達していないし、当初よりもいろいろな問題がより深刻に山積していることである。そこで、これらの問題点の二、三を提出し、大方の批判と助言を得、文書館設立運動の一助としたいと考えて取り上げてみる。

二

だが、これら館はそれぞれ成立した事情が異なっているため、その業務内容や性格に、かなりの差異が生じている。例えば北海道行政資料室の場合は、各県でみられる行政資料室（行政情報センター）の拡大強化されたものではなく、行政資料保存機関としての性格が強い。京都の史料館は図書館としての機能が大部分を占めているし、長崎の場合は図書館の郷土資料室の延長線上にあるといえよう。

山口県文書館は、一人で生れて来たものではない。母体は山口図書館の郷土資料室であったが、産婆役は山口県地方史学会がはたした。同会が県当局に陳情・請願をくりかえしたことが、同館の誕生となった。この山口県地方史学会が、現在また県当局に対して陳情を行なっている。その内容は文書館を教育委員会系列

から、知事部局に所属を改めてほしいというものである。

その理由は「文書館が史料館と異なるところは、藩政期までの歴史的史料を保存しているだけではなく、県庁で作成された近代の行政史料（起案文書等）を保存している点にある。現在文書館で二十万点の史料を保存しているが、この約半数は県庁史料である。今後確実に増加が見込まれるものがあるとすれば、これは県庁史料である。この史料を、県部局外の教育委系列の文書館で保存することは、制度上にも疑義があるところであり、当然の措置として知事部局に属すべきである。そのことが文書館の機能・性格上好ましいことである」というものである。

文書館に勤務する私達にとって、県庁文書を取集する場合、部外秘のために、みすみす歴史的に保存したい史料が収集出来なかつた経験をもつ者には、地方史学会のこの陳情を、暗夜に光明を見出す思いで経過をみまもっている。

三

いま一つの問題は、県庁史料の選択と分類の問題である。山口県では学事文書課が県庁各課の保存すべき文書を集中管理している。保存期限

が切れた時、私達がこれを選択して保存するのであるが、この選択基準が甚だあいまいなことである。私達はこの場合の一応の目安として、次の五条を申し合わせた。

- (1) 土地関係のものは収集する
- (2) 人事関係のものは収集する
- (3) 一件書類は収集する
- (4) 各課にわたる事業のものは、中心課の史料を収集する
- (5) 選択は二人以上で行ない、合議によって収集する

だが、土地関係といつても、農地の宅地転用等を収集したならば、書庫はいくつあつても足りない程量が多い。そこで最近はたとえ土地関係であっても無条件では保存せず、台帳的なものだけ保存するようにしている。

分類はこれまた難作業である。しかし、一応山口県文書館分類法とも称すべきものを考案したが、これはあくまでも仮整理である（当館発行文書館ニュース四号参照）。

私達は今すぐにも、県庁文書の収集・分類を考える協議会を発足させたいと考えている。これは図書館協会の十進分類法の故知にならない文書館協会（仮称）の当初に取上げるべき緊急な、しかも基礎的な大作業であろう。山口県文書館研究員

寛文以降約一五〇年の間ここに下屋敷をもっていた肥後藩細川氏から文化以後、松井松平の浜田侯、久松松平の松山侯と代が変って明治に及んだ。

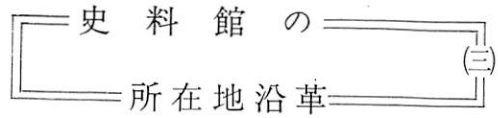
明治政府は、まず元年八月から東京府内の諸藩の屋敷の整理に着手し同十一月にはその取調を東京府の所管とし、三年七月に諸藩知事の官邸および私邸を各一カ所と定め、剰余分の上知を命じている。当館所在地付近の当時における詳細は不明であるが、少なくともこの頃までは、天保十三年の相対替以来引続いて久松氏の屋敷であったと推定される。

しかし、それ以後の約二十年間にどのような変遷をたどったかは、残念ながらほとんど分っていない。記録が得られるのは、明治二六年頃に堀田瑞松から三井銀行へと所有者が変わるところからである。その間、吉井伯爵家の所有にもなったと伝えられるが、場所や時期などについては何も確証を得ていない。また、堀田氏が此地を入手した年次も不明である。この間の変遷については、今後若干なりと補足する機会を得たいと思う。

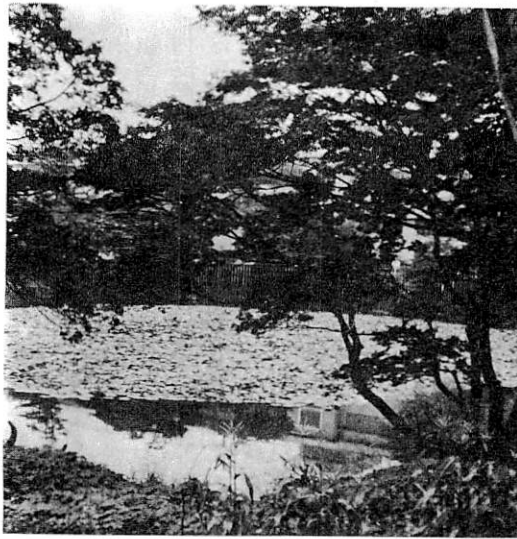
三井銀行の前の所有者であった堀田瑞松は彫刻家として著名で、第一

回美術博出品作が今も東京国立博物館に所蔵されているが(同館中野政樹氏示教)、一方、漆を防錆塗料とする発明に成功し、これを船底の防腐剤として売込むために多額の借財を重ね、ついに戸越の地所が貸付主の三井銀行の有に帰するに至ったという。それは明治二六年頃のことである。

この不良貸金の整理は、明治二四年に三井へ入行した中上川彦次郎による一連の改革事業の一つであり、この為の整理掛の設置は二五年一月であった(『三井銀行八十年史』)。これは明治二六年頃とするのが妥当のようと思われる。



“夏このましきところ”といわれた史料館の池



あった。この年次について、後年三井家が寄附した戸越公園の正門に今も残る『戸越公園沿革』(昭和十年三月記)に「明治二三年三井家の所有となれり」としているのは何故であろうか。この地が三井銀行の不良貸金の抵当流れであったことは高橋箒庵の『箒のあと』にも明らかである。

ともかく、堀田氏の負債償却のために三井銀行の所有となった戸越の地所(当時、東京府荏原郡平塚村大字戸越)は、一時、三井地所部へ移動したりするが、明治三六年十月には三井同族会の所有に変わる。この時に同族会が銀行から買得した地所の明細は次の如くである。

町反畝	二二二	二二七
宅地	五二	二二七
田地	六六	五三
畑地	一六〇	一
山林	二九	二六
池	計九	三〇
		一四

二万八千坪に近い地所は、細部で多少の差異はあるが、三井銀行が入手した時の面積に変わりはない。これを前回に述べた拝領地の数字に比べると、抱屋敷分を同量とみても二倍以上となる。堀田氏またはそれ以前において拡大があったとみるべきであろうか。ところが、文化三年にこの地を受継いだばかりの浜田侯に招かれた加藤千蔭は次のように記している。

おまし所のすのこよりみ渡したるさまは、ただ誠の野山にひとしく……ひと日ふた日に見尽すべくもなし……近江の湖のさまなとまねび作られたりときこえて……すへて大きやかなる若ほにこけむしたるさまいはんかたなし(『うけらが花』)この叙述からみると、細川氏下屋敷の時代から既に約三万坪の規模であったと考えられる。(今回の成稿に当り財団法人三井文庫の所蔵資料に負うところが多い。記して謝意を表する)

四五年度新収史料紹介

(一)

⑤はマイクロフィルムによる収集を示す

◇寄贈

出羽国秋田郡大葛金山荒谷家文書

(追加分)

荒谷家は大葛金山支配人を勤めた家で、ほかに周辺の鉱山の支配をはじめ、院内銀山の請負を一時行なっている。同家文書の大部分は昭和二五年度に当館が収集した。

今回は昭和四四年度調査のさい、前回収集に洩れた文書四〇八点(三冊・三一五通・一卷・一鋪・五八枚・一綴・一袋)を、所藏者秋田県北秋田郡比内町大葛金山荒谷千代、および同県大館市御成町荒谷卓次郎両氏の御好意により、当館に寄贈されたものである。

内容は目録として近く刊行される予定であるので、詳細を省くが、金銀山式法、家譜などをはじめ、支配人解免の書付類、それに明治期の荒谷桂吉衆議院議員当選証書ほか辞令類、県内各鉱山投資金融、官民部分林売買契約、牛馬飼育、および桂吉らに関する諸受取証類、書状などである。

◇収集

(一)旗本船越氏和州御用場記録

船越氏(知行高六、二〇〇石余)の和州宇智郡内にあった御用場(陣屋)記録。文久以降御用書付、大坂蔵屋敷・江戸勝手方と摂河両州御用場等との文通扣、同期日記等計二〇冊余、享保・天保の数カ村の物成帳・人別帳・田畑帳等の地方支配関係史料若干。その他幕末期の村々差出・願伺届書・訴状等。なお、右郡内支配村は、御山・靈安寺・嶋野・滝・車谷の五カ村、計一、四九九石余。(総点数三五冊・四七通・二綴)

(二)二条家文書追加

三五年度収納文書の追加。明治六一年以降の布告留・日次記・宗族華族会館記事など。(総点数一一冊・一通)

(三)出雲国意宇郡大谷村戸谷家文書

文書の関係年代では、大谷村は寛永一〇年京極家、同一五年松平家の支配をうけて幕末に及ぶ。明治二年松江藩、同四年慶藩、松江県ついで島根県になり、同五年庄屋制度廃止され、第四大区第十二区になる。同一七年には東・西忌部村、玉造村と共に戸長役場をつくり、ついで二二一年には玉造村と合併して玉造村になる。

る。

大谷村の文書の全貌は本文書にある。天保一三年―明治一〇年の大谷村役所附渡帳面並道具書出引渡帳で判明するが、この戸谷家文書の内の村方文書はその全部ではない。土地関係が比較的まとまっているが、寛文一一年の検地帳が最古のものである。

嘉永には田畑御検地帳摺合認直が実施されており、幕末には本田之内永否開敷改帳がある。また新田関係帳簿もあるが、新田は余り多くない。御立山御立裁関係もまとまっている。他に「する床」分腰林や柴草山売地反別などの取調がある。

天保―嘉永には売券質入留があり安永に村諸人並志儀質留がある。明治になると地租関係と土地関係が比較的多い。

この他に正徳―寛政の万指出シ帳がまとまっているが、油木実紋関係のみみられる。

私文書としては天保―明治の大福帳、安永―明治の田畑下作掛米帳の他は法事、万日記などであり、出雲大社関係も若干ある。(現地名島根県八束郡玉湯村大谷。総点数三九二冊・一通・一枚・一綴・一鋪)

(四)出雲国仁多郡下布施村橋詰屋文書
出雲国仁多郡下布施村橋詰屋旧蔵文書。大部分が天保以降の借金証文。そのほかに文化―明治の腰林売買・

小鍛治座借請証文を含む貸借関係が若干ある。(二綴・二二六通)

(五)江州蒲生郡八幡町西川家文書

江戸期の代表的な近江商人として著名な西川甚五郎家は、屋号を山形屋と称し、近江八幡に本拠を構え、江戸日本橋(つまみ店)近江屋作兵衛名儀、角万店近江屋久右衛門名儀・京都に出店を設け、主として蚊帳・畳表の類及び弓の販売を行なった。この他にも元禄期には下総国佐原に支店を設けているが、寛文以降これらの支店から本店へ宛てた決算報告としての勘定目録・算用目録帳、本店の貸借帳・大福帳等の帳簿類を初めとする営業関係史料、これらの企業を内側から支えた暖簾内としての商家組織を示す「別家定法帳」等の店制史料等、典型的な商家文書として可成り整備されているが、この他、寛永一六年以降の「及びす講帳」を最古とする八幡蚊帳屋仲間記録は、前期の商人仲間の機能を知り得ると共に、原料麻糸仕入に関する越前福井の総問屋との交渉・周辺農村の織屋・紺屋との関係等を窺う頗る興味深い史料である。(現藏者近江八幡市大杉町一七西川甚五郎氏。収録点数八八。一七リール)。因みに、同家文書の一部は当館に収蔵されている。

文部省史料館発行
定期刊行物の配布方法について

表記のことについては、一般の学術研究の利用のために、原則としてつぎのような方法で実施しておりますので、お知らせします。(各一部宛)無料。但し、当館関係者、関係官庁等は省略。

(一) 文部省史料館報

- ①公共図書館 ②大学(短大を除く。以下同じ) ③附属図書館 ④大学史学(関係) ⑤大学人文・社会系付置研究所および研究施設 ⑥人文・社会系研究機関等

(二) 史料館所蔵史料目録

- ①公共図書館(町村を除く) ②大学附属図書館 ③大学史学(関係) ④大学人文・社会系付置研究所および研究施設 ⑤人文・社会系研究機関等

(三) 史料館研究紀要

- ①国立・都道府県立図書館 ②大学附属図書館 ③大学史学(関係) ④人文・社会系研究機関等

(四) 史料館所蔵民族資料目録

- ①都道府県教育委員会 ②国立・都道府県立博物館 ③国立・都道府県立図書館 ④大学附属図書館 ⑤大学民族学(関係) 研究室

文部省史料館報総目次

(一) 号一〇号

巻頭
創刊の辞 吉里邦夫 一
史料館の当面する問題 一
この一年をふりかえって 一
就任のことば 小和田武紀 三
史料館と研究活動の方向 小和田武紀 四
地方史の研究について 鈴木寿 五
史料館について思うこと 石井良助 六
一つの提案 大久保利謙 七
古文書館のことども 宝月圭吾 八
福井県文書・記録の調査 小栗田淳 九
資料保存・利用問題の展開と文部省史料館 木村健一 一〇
整理と保存 「津軽家文書」の整理を終えて 一
村方文書の整理と分類―所蔵史料目録の整理を終えて― 藤村潤一郎 五
加嶋屋長田家文書の整理を終えて 七
「所蔵史料目録」の作成を終えて―あとかきの記― 鎌田水吉 九
民具取蔵庫の現況と問題点 一
湿度管制 一
民俗資料の保存管理(一)付票 (二)取蔵原簿の形式 (三)調査票 (四)配架 (五)呼称 (六)測定 (七)用途の記載 (八)形態の記録 (九)製作 中村俊龜智 一〇(頁略)

所在調査法(鎌田水吉・大給近達)

第十三回近世史料担当職員講習会―総括と反省― 大野瑞男 六
Kさんへの手紙―第一四回講習会のあとで― 原島陽一 八
所蔵史料 一
所蔵史料一覧概表(一) 一
同 (二) 二
同 (三) 三
所蔵史料の現況 (一)収集経過とその問題点 三
同 (二)同 四
同 (三)史料整理状況とその問題点 四
同 (四)利用と管理について 七
所在調査 一
近世史料の所在調査―実績と今後の問題― 五
大名家文書の所在調査―報告その一― 第一史料室 一〇
研究報告 一
近世城下町の成立と展開―川越を素材に― 大野瑞男 三
家族史の諸問題 大給近達 三
二つの農家法について 原島陽一 四
商家年中行事の構成―中村俊龜智 四
甲州の村方文書について 藤村潤一郎 五
近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能―越後糸魚川町の場合― 鶴岡実枝子 五
生活用具の形態学(一)せなかあて(二)編みかご(三)箕(四)笠(五)バラ 一
中村俊龜智 六一〇(頁略)

情報

近世史料の整理について―公共図書館研究集会(整理部門)に出席して 一
地方行政資料の整理について―全国公共図書館研究集会に参加して 二
日本の文書館制度について―全国公共図書館研究集会参加記― 大野瑞男 三
壬申戸籍の保存・利用問題 一
東京都公文書館 大野瑞男 九
世田谷区立郷土資料館 九
財団法人三井文庫 九
埼玉県立図書館文書館 九
歴史資料保存法の制定についての学術会議の勧告 一〇
史料の複写・貸出について 二
「史料館の内部組織等に関する規程」の制定について 七
戸越の今昔 九
史料館の所在沿革(一)(二) 九
* 新収史料紹介・彙報等の定例記事は省略

第二〇回 近世史料展示会
 一、展示史料
 近世鉱山史料
 一 荒谷家文書を中心に
 二、期日
 昭和四五年十一月八日(日)
 九日(月)・午前一〇時から
 午後四時半まで
 三、会場
 文部省史料館

彙報

昭和四五年年度事業について

一、史料の収集

雲州意字郡大谷村戸谷家文書をはじめとする現物史料、近江八幡町西川甚五郎家文書などのマイクロフィルム複写による収集、上総国久留里黒田家文書などの寄託等、数件の収集・寄託を予定しており、その一部は実施済みである。(別項参照)。

二、近世史料担当職員講習会

第一六回の講習会は、来る九月二八日から一〇月三日まで当館で行なわれる。(詳細は別項参照)。

三、近世史料展示会

例年どおり、十一月八・九両日、別項のとおり開催の予定である。

四、近世史料の所在調査

昭和二八年から四一年までの一四年間

にわたって、当館の地方調査員に委嘱して行なった近世史料の所在調査の結果は、今回、整備されて「近世史料所在調査目録」として当館において公開利用に供されることになった。なおこの概要報告は『近世史料所在調査概要』として本年六月に発行し関係者・関係機関等に配布した。

次に、今年度から、全国の近世史料所在調査目録の発行状況を調査し、既調査の実態を確認して行くことになった。これによって、当館の業務、とくに閲覧業務の拡充・発展を期している。第一史料室による旧大名家文書の所在調査も、所蔵者や関係機関のご協力を得て、随時進めている。

- 五、刊行物
 - 1 『所蔵史料目録』第十七集および第十八集として、愛知県庁史料・群馬県庁史料と出羽国秋田郡大葛金山荒谷家文書などの目録を刊行の予定。
 - 2 『所蔵民族資料図版目録』第四集は、日本篇四(商工用具)を刊行する予定。榊・秤などを収録。
 - 3 『史料館研究紀要』第四号は、本年度末に刊行の予定。
 - 4 『文部省史料館報』は、今年度から年三回刊行することになった。
 - 5 『近世史料所在調査概要』。(前項参照)。

六、定例研究会

本年度はすでに左のとおり開催 今後も隔月開催の予定である。

- 第三〇回 (45・6・11) 甲州依田家と屋敷神 藤村潤一郎
- 第三一回 (45・8・27) 最近の民族学(文化人類学)について 中村俊亀智

評議員会

昭和四五年六月五日、本年度の事業・予算等について説明がなされ、そのあと史料収集・所在調査等に関して協議が行なわれた。ついで、同八月六日、史料館の運営などについて協議がなされた。

- (1) 日本風俗史学会主催「日本屏風絵展」(四五年六月九日―二日)に「宇治製茶始末絵巻帖」を貸出した。
- (2) 大阪読売新聞社主催「船の歴史展」(四五年八月一四日―二五日)にカヤック、石川島造船所の模型、各一点を貸出した。

◇一般研究(D)

- 昭和四五年年度科学研究費受給
 - 江戶幕府財政の研究 大野瑞男
 - 戊辰東北戦争の研究 鎌田永吉
- ◇成果刊行費
 - 近世知行制の研究 鈴木 寿

文部省史料館評議員(再任 任期〓昭和四四年二月一日―四五年一月

三〇日 五十音順 敬称略)

- 石井良助(専修大学教授)、大久保利謙(立教大学講師)、木村礎(明治大学教授)、児玉幸多(学習院女子短期大学学長)、小栗田淳(竜谷大学教授)
- 杉本勲(九州大学教授)、豊田武(東北大学教授)、古島敏雄(東京大学教授)、宝月圭吾(東洋大学教授)

編集後記

◇マイクロフィルムの問題は、研究段階から実施段階に入って来ました。大きな問題です。ご意見、ご批判をお寄せ下さい。

◇ご多忙のなか、玉稿をお寄せいただいた豊田先生と広田氏にお礼申し上げます。ご高見、ご報告の趣旨をもとに一生けんめいがんばります。

◇誌面の都合で、「大名家文書所在調査報告」と「民俗資料の保存管理」を休みました。今年度から年三回発行となります。企画・内容にもご意見を。

文部省史料館報 第一一号
 昭和四五年八月二日発行
 編集・発行者 小和田武紀
 文部省史料館
 東京都品川区豊町一ノ六ノ二
 電話(七八三三)九二〇六(代)
 印刷所 三恵出版印刷株式会社
 東京都千代田区神田柳橋町二
 電話(二六)一四四三番